

2014.7

トンネルじん肺 「根絶」のたたかいに学ぶ



「トンネルじん肺根絶の碑」の除幕（「青函トンネル」を望む龍飛岬）



佐藤 陵一

（全国トンネルじん肺闘争本部長）

はじめに

全国トンネルじん肺根絶闘争は、2007年6月18日の政府との「トンネルじん肺防止に関する合意書」の歴史的な締結から7年がたちました。この間、トンネルじん肺闘争は、①政府に対し、「合意事項」の厳格な履行を求めるとともに、②現実に生じているじん肺被害に対する補償を裁判に訴え、さらに残された課題である、③「トンネルじん肺補償基金制度」(以下、「基金」)の法制化をめざし、政治への働きかけを中心に全力をあげてきました。

現在、「基金」創設の願いは、その実現が見通せません。とりくみの再構築が求められ、そのためには、この間の「根絶闘争」の総括が必要かつ重要になっています。このことは、新たに準備されている「第5陣」の裁判の位置づけにもかかわり、さらに今後のトンネルじん肺闘争そのものをどう描くのか、すなわちたたかいの戦略展望と表裏一体の関係にあります。

「こんなにガンバって来たのに、基金はもうダメでないか」と落胆の声が耳に入ります。

全日自労の昔、先輩から労働組合は「転んでもタダで起きない」「要求に執念を持って」と教えられました。この小論の「トンネルじん肺のたたかいかから学ぶ」は、先輩の教えを念頭に置きながらも、なかまたちと語り合いたい「思い」について、闘争本部長として整理したものです。また、今後のじん肺根絶闘争の全国議論に寄与することを意図しています。

総括にあたっての私のスタンスは、当然のことですが、労働組合の立場です。具体的には、トンネルじん肺闘争の経過に沿いながら、①なかまたちの要求がどれだけ実現し、前進してきたのか、②組織は大きくなってきたのか。組合員の喜びや誇りは強

まったのか、③たたかいが社会的連帯と建交労の影響力を広げてきたのか、を重視しながら記述しています。これら3点は、「要求の実現」「組織の拡大」「組合員の成長」と同義ですが、その統一的な理解と実践は、私が労働組合の前進にとって死活的に重要と考えながら活動してきたことによります。

なお、この総括を深めるために、全国労災・職業病部会の協力を得ながら、これまでの資料を分析的に検証し、さらに特別に原告・家族のヒアリングを行っています。

1. 裁判を中心とするたたかいの流れ

「四国」と「道南」の先行訴訟

「労働者の命と健康を守る」たたかいは、建交労に至るこの組合の歴史と伝統の一つとして定式化されています。トンネルじん肺の裁判闘争は、旧全日自労と農村労組の組合員による「四国トンネルじん肺訴訟」¹と「道南トンネルじん肺訴訟」²から始まりました。これらは、その後のトンネルじん肺闘争につながる「先行訴訟」といわれています。両裁判とも貴重な成果を上げ、勝利和解しましたが、じん肺の加害に対する謝罪が行われず、賠償金額やじ



¹ 1989年(H元)3月27日に徳島、高知、松山地裁に71名が提訴。被告企業は58社。1996年(H8)3月から11月にかけて和解解決。

² 1990年(H2)年12月3日に函館地裁に34名が提訴、被告企業は44社。1998年(H10)1月31日に和解解決。

ん肺防止の抜本的対策という点では課題が残されました。

先行訴訟は、炭鉱や金属鉱山などすでにたたかわれていたじん肺裁判³から勇氣と不屈さを学び、励まされての提訴でした。

旧全日自労と農村労組は1991年(H4)に組織合同し、建設一般を立ち上げ、じん肺被災者の「掘り起し」⁴を本格化させました。1995年(H7)の全国大会ではトンネルじん肺に対する「全面解決要求」⁵がかかげられ、「全国トンネルじん肺補償請求団」

(以下、請求団)結成にむけての学習と組織化が始まりました。なお、この時期にはILO・WTOの「じん肺根絶世界計画」⁶が提唱され、日本の運動を激励していました。

補償請求団の結成と裁判提訴

建設一般のトンネルじん肺被災組合員による請求団の結成は1996年(H8)10月31日でした。

³ 建交労につながる組合員の裁判としては三菱マテリアル等を被告とした「細倉じん肺訴訟」(1992年)やニッチツ等を被告とした「ニッチツじん肺訴訟」(1992年)がたたかわれ、和解解決している。

⁴ 医療機関と連携した「じん肺健診」が呼びかけられ、当時は「掘り起し」と表現していたが、現在は「被災者救済のとりくみ」としている。

⁵ 全面解決要求は、その後、①粉じん測定と結果の評価の義務付け、②作業時間の規制、③エアライン・マスクの着用義務付け、④健康管理体制の確立、⑤積算基準の改定、⑥トンネルじん肺基金の創設に発展している。

⁶ 1995年、ILO(国際労働機構)・WTO(世界保健機構)が2005年までにじん肺を大幅削減し、2015年までの根絶を提唱していた。

請求団がかかげた「あやまれ つぐなえなくせじん肺」のスローガンは、①トンネルじん肺を発生させてきたゼネコンの加害責任を認めさせ、謝罪させる、②トンネルじん肺被災者に対し、被害に見合った補償を行わせる、③トンネルじん肺の防止対策を強めさせ、じん肺を根絶するたたかいの目標を「わかりやすく」するものでした。このスローガンはその後、「C型肝炎」や「アスベスト」、「福島原発」など、いのち健康を守る共通のたたかいに広がりました。

請求団の組織方針は、広く裁判に参加するトンネル労働者を組合員として結集し、原告・家族の信頼を得ながら裁判闘争を共同でたたかい、建交労の社会的影響力の拡大をはかるという戦略でした。被災原告・家族がとりくみの「主人公」となるよう、労働組合はたたかいを支える配慮も行いました。請求団発足時、団員は約600名でした。

1997年(H9)5月19日、東京、仙台、徳島、高知、松山の5地裁にトンネル工事の元請ゼネコンと鉄建公団⁷を被告に「全国トンネルじん肺訴訟」(以下、請求団訴訟)が提訴されました。請求団は全国単一で組織運営され、原告数は最終的に1,424名となりました。裁判は、全国23地裁・支部に広がり、被告企業の総数は180社にのぼります。

弁護団⁸も全国単一で組織され、法廷外では労働組合が全国統一闘争を繰り広げる根絶闘争はその規模と内容においてかつてない大型裁判となりました。

統一的な和解基準の確立

⁷ 旧日本鉄道建設公団。青函トンネルの先進導坑の直轄工事を施工。

⁸ 弁護団の合計は全国で295名。(2013.5.21)

請求団訴訟では、被告ゼネコンとの間で、「安全配慮義務」と「平成年代の現場環境」が争点となりました。すなわち、粉じん職

表1 統一和解基準による和解金額

区分		合併症の有無	金額
管理2		非合併症	900万円
		合併症あり	1,400万円(F+) 1,300万円(F-)
管理3	イ	合併症なし	1,500万円
		合併症あり	1,600万円(F+) 1,500万円(F-)
	ロ	合併症なし	1,500万円
		合併症あり	1,800万円(F+) 1,700万円(F-)
管理4			2,200万円
じん肺死			2,200万円

F+は肺機能障害あり、F-は肺機能障害なし
場であるトンネル現場の粉じん防止対策をサボり、労働者をじん肺にり患させ、「使い捨て」てきたゼネコンの加害責任が真正面から問われました。

まず、仙台地裁で鉄建公団と1999年(H11)に分離和解が成立し、「公団」が「心よりのお見舞い」を表明しました。こうしたもとで東京地裁は係属中の11地裁のすべての裁判の解決を視野に入れた「和解提案書」を示し、その内容による和解が2001年(H13)2月15日に成立しました。この和解ではゼネコンが「トンネルじん肺被害者の発生を防ぎ得なかった事実を厳粛に受け止め」さらに「じん肺根絶に向けて一層の努力」を表明し、「弔意」と「お見舞い」という形で「ゼネコンの謝罪」が行われました。

東京地裁の「和解基準金額」は、〔表1〕ですが、被告ゼネコンの「法的責任が前提」⁹とされ、被災者は「時効差別」なく救済さ

⁹ この「法的責任」については、その後、間組など一部ゼネコンが公然と否定する状況が生まれ、東京地裁は2004年の和解条項(3.24)において、あらためて「2001年和解」におけるゼネコンの加害

れ、その後のトンネルじん肺裁判の統一的な解決基準となり現在に至っています。和解基準は被災労働者の救済に大きく道を開き、全国で係属していた裁判と第2陣¹⁰、第3陣訴訟¹¹も同一内容で和解解決がはかられました。大きな成果でした。

請求団裁判から根絶裁判の現在に至るまでにゼネコンとの和解は約2700名¹²におよびます。

請求団訴訟では、第2陣裁判から「基金」制度が提起され、弁護団は、将来発生するじん肺罹患者に対し、元請ゼネコンの拠出による「トンネルじん肺基金」創設で、裁判をよらない補償金支払い制度を裁判所と被告ゼネコンに提案しました。なお、東京地裁は和解前文の中で、ゼネコンに対し、旧労働省が策定した「粉じん防止ガイドライン」¹³に沿ってのじん肺防止の強化を求めました。

国の責任を問う根絶裁判が始まる

請求団裁判により、トンネル坑夫に対する「安全配慮義務」を怠ったゼネコンのじん肺加害責任が違法として断罪されました。しかし、到達点としては、①国の責任によ

責任に触れ、ゼネコンの「法的責任」を強調している。

¹⁰ 第2陣は2001年以降、全国17地裁に計249名が提訴。

¹¹ 第3陣は2002年以降、全国4地裁に計47名が提訴。

¹² 2014年3月28日現在

¹³ 「ずい道等建設工事における粉じん対策におけるガイドライン」(基発第768号の2、2000.12.26)

るじん肺防止対策の確立をはかることと、②トンネルじん肺基金を創設するという課題が残されました。こうした状況を踏まえ、建交労は2002年（H14）11月21日、組織内部に「トンネルじん肺根絶闘争本部」¹⁴を立ち上げ、「国鉄闘争」¹⁵とともに全国2大闘争として新たなたたかいを開始しました。

根絶闘争方針は、①裁判で国の責任を明確にした勝利判決を実現し、その判決を武器に政府のじん肺政策の転換を実現する、②全国統一闘争ですべての組合員を結集した行動を強化し、じん肺根絶の国民世論の結集をはかる、③政治に対する働きかけを強化し、「基金」の法制度化をはかるという、いわば「裁判闘争」「大衆闘争」「政治闘争」を「三位一体」でたたかうという方針でした。この「三位一体」のたたかいは建交労にとどまらず、日本の労働運動の制度・政策闘争にとっても新たな挑戦といえるものでした。

弁護団はこの裁判を「政策形成型」裁判として位置づけ、たたかいの「当事者」として諸行動を共にすることになります。原告と弁護団そして労働組合が一体となって国の政策転換を求めるたたかいです。換言すれば依頼者が「先生お願いします」という裁判とは異なり、弁護団と原告、労働組合と一緒に議論し、たたかう関係を重視した裁判闘争でした。

2002年（H14）11月22日、全国11地裁で732名が「トンネルじん肺根絶訴訟の第1陣」（以下、根絶裁判）を提訴しました。このうち、国のじん肺防止の「規制権限不行使」の違法性を争う「国のみ被告」の原告は468名でした。こうして一度和解

した原告が再び裁判の原告となり、「カネではない」と国の法的責任を真正面から追及する「前代未聞」の裁判が始まったのです。

なお、第2陣は2006年（H18）4月に東京など3地裁に232名が提訴しています。

政府と歴史的な「合意書」を締結

提訴から3年5ヶ月の2006年7月7日、東京地裁は国の「防じんマスクの使用、粉じん濃度測定義務付けの規制権限の不行使」を認める勝利判決を出しました。「や



合意書を報告する船山団長

るべきことをやってこなかった」という国の責任を認める同様の判決は、7月23日には熊本地裁で、10月12日には仙台地裁で言い渡され、翌2007（H8）年3月28日には徳島地裁、同月30日には松山地裁でも5地裁連弾で認められました。

国は、いずれの判決も不服として控訴しましたが、第1次安倍晋三内閣のもとで2007年（H19）6月18日、政治解決がはかられ、原告は国を被告とする裁判の「請

〔表2〕トンネルじん肺防止対策に関する合意書

1. 国は、①粉じんを減少させるための換気の義務付け、②粉じん濃度測定義務付け、③掘削作業等における呼吸用保護具の使用義務付け、④特別の呼吸用保護具の使用義務付け、⑤適切な発破退避時間の確保の義務付け、⑥1日10時間と定めた積算基準の見直し内容とするトンネルじん肺対策を強化するための措置を講ずることを検討する。

2. 国は、新たな施策の確立と実施にむけて、トンネル建設工事におけるじん肺対策について、原告の意見を聞く場を持つ。

3. 国は、遺族や患者らに対し哀悼とお見舞いを申し上げる。

4. 国は、これまでもその時々知見等を踏まえ、必要な対策を講じ、その努めを果たしてきたが、全国トンネルじん肺根絶訴訟を真摯に受

¹⁴ 本部長坂田晋作、事務局長成沢方記→岩本一男

¹⁵ JR発足時、国鉄労働者1047名が不採用となり、そのうち47名が「全動労争議団」として建交労のもとでたたかい続けていました。

求権」を放棄しました。この間、根絶闘争本部は、炎天下の首相官邸と議員会館前で「控訴するな」と連続の座り込み¹⁶等を実施しました。

最終的な政治解決は、6月18日、安倍晋三首相が原告・家族および弁護団に面会し、遺族と被災原告に対して「哀悼とお見舞い」を表明し、「じん肺のない社会をめざす」とじん肺対策の強化を約束し、政府各省との間に〔表2〕の「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」¹⁷が締結されました。これにより請求団闘争は区切りとなります。

この「合意書」にもとづき、厚生労働省は2007年（H19）12月4日に「粉じん障害防止規則」を改正し、国土交通省は2008年10月15日にトンネル工事における積算基準を改正し、「11時間拘束、10時間労働」から、1日8時間労働および4週8休に見直し、40時間労働とすると発表しました。こうして「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」は、政府を追い詰め、今後のじん肺根絶への道を切り開く「金字塔」を打ち立てるものとなりました。

¹⁶ 当時、首相官邸は警視庁麹町署の警備範囲で「抗議行動」が規制されていた。行動はそれらに抗してのたたかいとなり、その後の「反原発」の官邸前行動につながっている。

¹⁷ 「合意書」には別紙があり、その内容は（1）粉じんを減少させるための換気等の対策について、（2）粉じん濃度測定について、（3）掘削作業等についての呼吸用保護具の使用について、（4）送気マスク（エアライン・マスク）、（5）発破退避時間について、（6）積算基準についての内容となっている。

「合意書」の署名当事者は、厚生労働大臣柳沢伯夫、農林水産大臣赤城徳彦、国土交通大臣冬柴鐵三、防衛施設庁長官北原巖男と全国トンネルじん肺根絶原告団長船山友衛、全国トンネルじん肺根絶弁護団長小野寺利孝、立会人自由民主党じん肺対策議員連盟会長逢沢一郎、公明党じん肺問題対策プロジェクトチーム座長漆原良夫の8名。

この「合意書」に至る過程では、建交労・原告・家族会の全国統一闘争と政治への働きかけ、さらに国民世論の高揚が重要な役割を果たしましたが、次章で具体的に振り返ります。

2. 「基金」創設をめざすたたかいの流れ

「請求団のたたかい」でゼネコンのトンネルじん肺に対する「安全配慮義務違反」

〔表3〕トンネルじん肺補償基金構想の概要(2008.3.3)

1. 目的
全てのトンネル建設労働者を継続的かつ一元的に管理し、じん肺のり患を防止するとともに、じん肺にり患した場合には、簡易・迅速に補償が受けられる制度の創設を目的とする。
2. 短期的就労を踏まえた継続的かつ一元的管理
全国各地の現場で短期就労を繰り返すトンネル建設労働者の就労形態を踏まえ、元請企業・下請企業は、継続的かつ一元的に、就労管理、健康管理等を実施するシステムを作る。就労管理データベースは、補償のための職歴データベースとして活用する。
3. 救済対象
基金制度以降に、直近のじん肺管理区分の認定決定（合併症を含む）を受けた者とする。現役の労働者が管理2、管理3の非合併症の認定を受けた場合は、離職あるいは職種転換を条件に一定の補償金を支払い、その後、重症化した場合には、補償水準から上記の補償金との差額を受けることができることとする。
4. 補償の基準
公労使の委員で構成される補償検討委員会が、公正な補償基準を設定する。
5. 基金の拠出方法
元請ゼネコンが、トンネル建設受注額に応じた割合で基金に拠出する。
6. 全元請ゼネコンの基金参加の実効性確保
全ての元請ゼネコンを基金に参加させるため、基金への参加を公共工事であるトンネル建設工事の入札条件とする。
7. 職歴認定の方法
トンネル建設の粉じん暴露作業に従事した職歴を認定するための裁判所以外の公正・中立の機関を創設す

という企業の加害責任が明確になり、裁判における統一的な和解基準が確立しました。

他方、「根絶のたたかい」では国の「規制権限の不行使」が違法とされ、国の責任が明確になり、同時に今後のじん肺防止対策の強化が約束されました。

これは、建交労・原告がかかげたトンネルじん肺被害に対する、「あやまれ つぐなえ なくせ」の要求を前進させ、その後のたたかいの「足場」を得たことを意味しています。すなわち「なくせ」を政府との「合意」を武器に、現場のたたかいとして発展させることが重要となりました。

「トンネルじん肺補償基金制度」の構想内容は〔表3〕ですが、2008年（H20）3月3日に原告・弁護団から発表され、裁判の場でも司法の立場からの「支援」を求め、政治の場に提起されました。

この中心は、新たなトンネルじん肺被害が裁判という「大事」をしなくても、ゼネコンの抛出による「基金」造成により、じん肺被害が補償されるというものでし。重要なのは、「基金」は「裁判なしの補償」にとどまるものでなく「なくせ」につながるという点でした。すなわち、「基金」が実現すると、①下請業者が行っているトンネル労働者に対するバラバラで不十分な健康管理・教育管理が、「業界」の一元的な管理を基礎に、統一的に行われ、その結果予防対策の強化につながります。「なくせ」への前進です。さらに、②ゼネコンは「基金」に抛出することになりますが、その減少のためには、業界全体が「連帯」して、被災労働者を救済しなければならず、そのことが「予防」を促すこととなります。

「トンネルじん肺基金」の実現をめざす具体的なとりくみは、（1）超党派の「議員立法」によって実現する戦略¹⁸にたつての

¹⁸ 「トンネルじん肺基金」の法制度化を政府提案によって実現する展望は、それまでのじん肺裁判

政治に対する働きかけ、（2）労働者・国民世論の結集、そして、（3）「基金」創設を妨害するゼネコンの「横暴」への反撃が中心となりました。また、④現役のトンネル労働者へ「接近」を意図する「現場調査」が提起されました。

国の責任を認めさせる上で、じん肺の「恐ろしさ」「悲惨さ」の実相—じん肺患者は、咳、痰、息切れなど特有の症状に苦しみ、入退院を繰り返しながら、悪化すると酸素吸入が必要となり、起き上がれないほど全身が衰え、息苦しく横になって寝ることもできず、最後は「胸を搔きむしり」ながら死にいたる。夫の苦しみに、なすすべなく看護する妻などの精神的苦労は想像を絶する—を多くの労働者・国民に知ってもらうことが何よりも重要でした。

このとりくみは、①100万署名¹⁹の推進、②映画「人として生きる」の上映²⁰、③「いのちの絆」の記録の発行、④原告・家族が地域集会等で積極的な訴えるなど、全国で精力的に繰り広げられました。

（1）「トンネルじん肺根絶を求める賛同署名」のとりくみ

「賛同署名」は2002年11月の東京地裁への根絶裁判の提訴を受けて、2003年1月

や各省交渉における政府対応からは想定できず、「政策形成型」裁判により、勝利判決を武器に、世論を結集し、議員立法により法制化をはかり、政府の政策転換を実現するという戦略展望でした。

¹⁹ トンネルじん肺の根絶を求める賛同署名。2003.1から開始。用紙は第1次分37万枚を全国に送付。

²⁰ 上映実行委を2001.9に結成。上映開始は2003.3から。2年間に31道県158会場、276回上映され、約30万人が見たと報告（2005.2.17闘争本部会議）

から地方議員など地域のとりくみと同時に、上京した代表による国会議員賛同の両方から始まりました。賛同を求める内容は、国がトンネルじん肺発生の責任を認め、防止対策をはかること。さらに「トンネルじん肺補償基金制度・ADR」(裁判外紛争処理制度)を創設すること、さらにトンネルじん肺の早期全面解決を求めるものでした。



① やりぬいた「100万署名」のとりくみ
「100万署名」は多業種の全

国単一組織である建交労の組織的特質を大きく発揮するものでした。労災・職業病組織が奮闘するとともに、「労職組織」のない県本部やトラック部会²¹など他業種の組合員も全国統一闘争に結集し、全力をあげました。

署名テンポは、半年間で50万筆を突破し、1年半後、衆・参院議長へ1,008,998筆が提出²²されました。各県状況はp.13の〔表5〕を参照して下さい。

② 国会議員への「賛同署名」のとりくみ

²¹ 関西支部は、トラックを中心とする支部ですが、3万筆を突破し、原告・家族を大きく激励しました。

²² 2005年9月27日。なお、2003年5月12日に20万筆が提出に続くもの。最終集約は1,014,159筆。

国会議員への賛同を求める「政治闘争」は過去に例を見ないとりくみに前進しました。当初、「賛同が得られない」「なかなか理解されない」という声があり、第1回行動の結果は7名²³でした。とりくみは、上京行動とともに地元でも行われ、森喜朗

〔表4〕「賛同署名」に対する国会議員の賛同状況（2014.3.10現在）

政党・会派	衆議院議員			参議院議員			合計	%
	賛同数	現数	%	賛同数	現数	%		
自民党	174	293	59.4	66	115	57.4	240	58.8
公明党	31	31	100.0	18	20	90.0	49	96.1
民主党	55	57	96.5	55	59	93.2	110	94.8
日本維新会	24	52	46.2	3	9	33.3	27	44.3
みんなの党	9	9	100.0	10	12	83.3	19	90.5
共産党	8	8	100.0	11	11	100.0	19	100.0
生活の党	5	7	71.4	1	2	50.0	6	66.7
社民党	2	2	100.0	3	3	100.0	5	100.0
みどりの党	2	2	100.0	0	0	0.0	2	100.0
新党改革	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0
新党大地	0	1	0.0	1	1	100.0	1	100.0
結いの党	9	9	100.0	6	6	100.0	15	100.0
無所属	5	9	62.5	3	4	75.0	8	66.7
計	324	479	67.6	177	242	73.1	501	69.5

元首相の地元事務所（石川2区）には十数回の訪問が繰り返され、森議員の「議員連盟」の顧問就任が実現しました。

2003年の開始以来、賛同署名のピークは、2011年11月の610名ですが、それは衆参国会議員の実に85%を占めるものでした。この間、7回の国政選挙²⁴が行われ、「新党」や政党の「離合集散」と政権交代など政治が激動していました。選挙の「当落」で積み上げてきた到達点が一気に下がり、その都度、新たな「巻き返し」の努力を余儀なくされてきました。「賛同署名」が急速に

²³ 2003.4.11の第1回行動では共産5、民主1、社民1の7名の賛同でした。

²⁴ 「トンネルじん肺闘争の時系列まとめ」を参照

進んだのは2006年²⁵でした。その背景には、それまでの「100万署名」の達成や映画「人として生きる」の上映運動とともに、国のトンネルじん肺に対する責任を断罪した7月7日の東京地裁判決、その後の仙台、熊本判決、翌年の徳島、松山地裁の5地裁連弾の勝利でした。公明、民主、社民の各党が政府に控訴断念を要求し、じん肺対策の強化を求める「声明」が出され、多くのマスメディアがとりあげました。国民世論の大きく高まりました。

10年余にわたる賛同署名のとりくみは、議員が直筆で署名し、賛同するものでした。現在、議席のない人を含め、その数は累計で1,026筆となっています。なお、直近の政党・会派別の賛同署名状況は〔表4〕の通りです。

③自治体決議と首長賛同などのとりくみ

トンネルじん肺根絶の世論は、地域においても広がりました。「なくせじん肺全国キャラバン」の継続が大きな力となっています。

自治体決議は、請求団のたたかいの段階では、20県議会と1301市町村議会決議²⁶でしたが、市町村合併後、2014年4月現在は、46都道府県と744市町村(44%)に前進しています。さらに、議会議長会は、北海道・東北県議長会と全国都道



名(11.20)→488名(12.19)
²⁶ 全自治体の45.5%

府県議長会が決議をしています。なお、自治体首長の賛同署名は1,092筆(35%)におよびます。

(2)「基金」に対する各党の対応と「院内集会」

①トンネルじん肺の根絶を求める世論の高まりと原告・家族会の働きかけの中で、2006年2月、公明党の「じん肺問題対策プロジェクトチーム」(座長、漆原良夫衆議)がつけられました。議員会館の「漆原室」からは原告等の国会行動に対し、多様な便宜がはかられてきました。

2007年10月には、自民党の「じん肺議員連盟」(会長、逢沢一郎衆議)が結成され、34名の衆議院議員、3名の参議院議員が「議連」に加盟²⁷しました。これらは、政権与党内にトンネルじん肺基金の実現をめざす「勢力」が公然と動き始めたことを意味していました。

この時点の「基金」創設をめぐる根絶闘争本部の情勢認識は「超党派の議員立法で基金制度を実現する」という政治的な流れにあり、6月18日の原告・家族会・弁護団と安倍晋三首相との面会と「合意書」の締結は、局面をさらに前進させているというものでした。

2013年(平成25年)5月17日(金曜日)

議員7割 基金賛成も鈍い動き

じん肺法案 放置2年

「100万人の声を聞き、100万署名を提出」

じん肺基金創設に賛成署名した国会議員数

政党名	衆議院	参議院
自民党	163(55.3)	51(80.7)
民主党	56(98.2)	82(96.5)
日本維新の会	20(37.0)	2(66.7)
公明党	31(100)	19(100)
みんなの党	14(77.8)	13(100)
日本共産党	8(100)	6(100)
生活の党	5(71.4)	6(75.0)
社民党	2(100)	4(100)
みどりの風	1(100)	4(100)
その他	5(62.5)	10(80.9)
合計	305(63.5)	197(83.1)

※単位数は人、1内は各党の賛成率%。参院は欠員を除く

建設業界配慮 自民に反対論

②「基金」創設を求める最初の院内集会は、2006年3月28日でした。院内集会には、与党の自民党12名、

年5月には79名した。

公明党 1 名と野党の民主党 3 名、共産党 2 名、社民党 3 名、国民新党 1 名の議員本人が出席し、こもごも「基金」創設への賛同と決意が述べられ、参加した原告・家族に確かな「手ごたえ」を実感させるものでした。

院内集会²⁸はその後、自公政権下で 1 回、民主党政権下で 2 回、再びの自公政権下で 2 回開催されました。加えて、毎年の「なくせじん肺全国キャラバン」²⁹の終結集会に合わせ、院内集会が 3 回開催され、出席した国会議員が「基金」創設の決意を表明する場にもなっていました。

③他方、繰り返された院内集会と「基金」創設が遅々として進まない状況に対し、多数党の自・公両党、民主党の「姿勢」が問われ続けました。

2012 年 11 月 9 日、解散・総選挙の直前の院内集会では、船山友衛団長が「もう何度、がんばるという言葉聞いたか。私たちにはもう時間がない」と悲壮な訴えを行い、参加した国会議員に「基金」の法制化を迫りました。

安倍第 2 次内閣の誕生となった 2013 年 6 月 12 日の院内集会では、自民党議連の逢沢一郎会長から「火の出るような船山団長の発言を聞いた」「厚労、国交部会と原告の

懇談会を持った。自民党内に（反対）意見がある。厚労、国交部会をクリアして、政策審議会、総務会の手順を経て議員立派が提出できる」という発言がなされ、「後戻りではないのか」と「政治不信」が一気につりました。この時、「もう議論ではない。やるのか、やらないのか肝を据えるべきだ」という他党の出席議員を前にした穀田恵二衆議（共産）の発言は、原告・家族の気持ちを代弁するものでした。

(3)「基金」創設をめぐる異常な事態

2013 年 5 月 17 日、東京新聞の報道（前ペー



ジ）は参議院選挙の直前、会期末 6 月 26 日を前にしたものでしたが、その中では石破茂自民党幹事長が「（トンネルじん肺）被害者をどう迅速に救済するか。政府・与党で連携して実現したい」と述べ、井上義久公明党幹事長が「じん肺で苦しむ人を救済するのが立法府の責務」と述べたと伝えています。

連立与党の 2 人の幹事長が「やる」といつてからすでに 1 年が経過しました。現状は、事態が打開されないばかりか、「基金」創設は「限りなく、先延ばし」になりかねない状況にあります。

異常な事態の背景に「一体、何があるのか」、事実即した議論が必要です。

政治の「内実」—その経過と背景—

①政権交代の前、第 1 次安倍内閣のもとで自民党が原告・弁護団の要請を受けて「ト

²⁸ 院内集会の経過

2006.3.28 議員 22 名

2009.4.14 議員 16 名、秘書 30 名

2011.5.27 議員 30 名、秘書 97 名

2012.3.23 議員、秘書 116 名

11.9 議員 8 名、秘書 58 名

2013.6.12 議員 17 名、秘書 80 名

11.5 議員 17 名、秘書 52 名

²⁹ キャラバン終結集会の院内集会

2011.10.18 議員・秘書 40 名

2012.10.17 議員・秘書 102 名

2013.10.15 議員・秘書 52 名

ンネルじん肺基金構想骨子案³⁰をまとめました。この法案要綱案が「A」案でした。

②「A」案は、その後、予算価格への配慮条項³¹の削除とトンネル事業に新規参入した企業の「3年間の抛却猶予」の修正が行われ、最終的な「自・公」実務者と原告・弁護団の合意が成立しました。これは「A'案」と呼ばれ、公明党はこれを「公明党プロジェクト案」として公表しています。

解散前の賛同署名はすでに534名であり、「今国会で制定を」と2009年春に急きょとりくんだ「基金」創設の請願署名（写真）に対す紹介議員は307名³²でした。

③2009年9月、総選挙で政権交代が起き、鳩山由紀夫内閣が成立しました。「基金」創設との関係では、この間、「実務者」協議を担ってきた自民党議連事務局長の萩原誠司議員と民主党のネクスト厚労大臣の仙谷由人議員が議席を失いました。

④民主党に「トンネルじん肺議員懇談会（PT）」ができたのは、政権についた翌年、2010年の6月でした。会長は山下八洲夫参議、事務局長は郡和子衆議でした。なお、民主党の党内事情で会長が11月には谷博之参議にかわりました。

⑤各党中心議員に対する動きかけは、闘争本部事務局・原告・家族会と弁護団が情勢

³⁰ 萩原誠司自民党議連事務局長を中心に衆院法制局と協議済のもの。

³¹ 公共事業の工事費には「建退共」（建設業退職金共済制度）の掛け金が積算されていることを「配慮」していた。

³² 衆院・参院の広報に掲載された人数。

分析を重ねながら主に原告・弁護団が担いました。

⑥根絶闘争本部のこの時点の基本方針は、「自・公」両党と民主党の間の「3党合意」の実現でした。すなわち、公明党は野党となりましたが、すでに「法案要綱」すなわち「A'案」を党議決定していました。

焦点は二つありました。第一は「A'」案で自民党の「総務会」の「OK」が出されること。

第二は与党となった民主党が「ADR案」（後述）ではなく、「A'」案による法制定のイニシアチブを発揮することでした。他の会派から異論は示されていませんでした。

こうしてすべての政党・会派の合意を得られるならば、「（議員立法の）付託委員会」で委員長が発議し、超党派の賛成で即日にも『基金』法案は成立する」（漆原衆議）という想定にありました。

⑦この間、日建連³³が「基金」に反対するロビー活動を活発化させていました。

2011年の国会では、民主党懇談会が「C案」³⁴を原告・弁護団に求める事態が起きました。これは、ADR案（裁判外紛争処理）でした。すなわち、じん肺被災者の職歴確定後、各企業の負担金額を確定し、抛却を求めるというものでした。「A'」案との違いは、「A'」案は、「3年間トンネル現場で粉じん作業に従事したことが確認されれば、基金から補償」されますが、「C案」では、ADRの場で職歴が争われ、それが確定できなければ、やはり裁判になり、被災者の迅速な救済ができません。制度そのものが活用されないことが想定されました。

³³ 社団法人日本建設業連合会

³⁴ 民主党案は便宜上、「C案」と称されていた。

結局、「C 案」はゼネコンが「許容する範囲」の制度設計でした。

原告・弁護団は「C 案」についてその不合理を丁寧に民主党の実務者等に説明しましたが、結果として民主党と「自・公」両党、すなわち「3 党実務者」³⁵の合意が実現せず、デッドロックに乗り上げ、時間が推移しました。

⑧2011 年 6 月 22 日、日建連が「トンネルじん肺救済法に反対する決議」を理事会決定しました。その理由は、ロビー活動で繰り広げてきた内容と同じですが、「ガイドライン」³⁶後は、国のいう通りの粉じん対策を実施してきた。ゼネコンには責任がない。仮にじん肺が発生しても国が救済すべき。「じん肺と関係ない新しい工事受注者が基金へ拠出することは認められない」「裁判所の和解の方が解決スキームとして信頼性が高い。あらたな基金は必要ない」というものでした。この主張は「平成年代」もトンネルじん肺を発生し続けている企業の社会的責任を放棄し、裁判に訴えてきた被災者にだけ、安上がり「対応」という「資本の論理」そのものといえます。

⑨2013 年 7 月の参議院選挙を前に、自民党が日建連に 4 億 7000 万円の政治献金を「請

³⁵ 「実務者」とは自公政権下の自民－逢沢一郎会長、萩原誠司事務局長、公明－漆原良夫会長、民主党－仙谷由人副総裁を称しています。

民主政権下では自民党－逢沢会長、公明党－漆原会長、民主党－郡和子事務局長（谷博之会長）のラインを称しています。現在は、民主党の懇談会の会長山井和弘衆議、事務局長中根康弘衆議のラインです。

³⁶ 注 13 と同じ。「2000 年以後」の意味。

求」していること伝えられました。³⁷ゼネコンへの法外な政治献金の無心は、「カネで政策を左右する」ことにつながり、事実その後、自民党内では「基金」創設の動きに急ブレーキがかかりました。

⑩民主党に対する働きかけは、第 2 次安倍内閣のもとでも粘りつよく行われ、あらためて「議員懇談会」³⁸が立ち上げられました。「C 案」は民主党が再び野党となったことにより政治的には「消滅」³⁹しました。

⑪「トンネルじん肺基金」をめぐる政治動向は、「A' 案」を公明党が推進し、民主党が賛成していますが、再び衆参両院で多数を占めている自民党の「党議決定」に左右される状況となりました。

2014 年、原告・家族会の「もう後がない」という必死の働きかけが行われました。しかし、自民党内には、「（ゼネコンの新たな負担には）憲法違反の可能性がある」⁴⁰と公然と法案に反対する主張があり、日建連の反対決議後については「ゼネコンの反対する法案は無理だ」⁴¹という壁が立ちあがっています。

³⁷ 「しんぶん赤旗」の報道（2013.7. 8）

³⁸ 2013 年 10 月 23 日。会長は山井和則衆議、事務局長は中根康浩衆議。「懇談会」は顧問の横路孝弘衆議のまとめにより、「原告の求める『A' 案』で行く」と決定しています。

³⁹ 日建連担当者が根絶闘争本部の要請において民主党が野党になり、「C 案は消滅した」と言明。すなわち、「自民党の考えか大事」との意味でした。

⁴⁰ 脇雅史現参院幹事長（協議員は旧建設省出身、発言は、国対委員長時）

⁴¹ 2014.4.1 赤沢亮正国土交通部会長と原告・弁護団との話し合い時の発言。

⑫東京新聞の報道からさらに1年。見出しを立てるなら、「じん肺法案、放置3年」となってしまう現状にあります。

以上、政治の「内実」の経過と背景ですが、私がとりくみの「再構築」が必要かつ重要となっていると判断している状況認識です。

3. 原告・家族会が「主人公」として奮闘

これも先輩の教えですが、「歌が歌われ、映画ができ、本がつくられる争議は勝利する」といわれたことがあります。これは組合員を主人公とし、一人ひとりの知恵と力を結集した大衆的なたたかいの重要性を教える教訓でした。

トンネルじん肺の根絶闘争では「法廷外のたたかい」「政治への働きかけ」「マスコミへの訴え」など、時々の言い方の違いはありますが、一貫して大衆行動が重視されました。そしてこれらの行動を中心となって奮闘したのは、痛みのある体で「命がけ」でたたかう原告とそれを支える家族会でした。

(1) じん肺根絶のたたかいに「火をつけた」のは家族会でした。家族会は、長野、群馬、福田中知事を動かした山崎会長井、徳島、愛媛、鹿児島での結成を受け、2001年4月15日に「請求団家族会」として発足し、その後、学習と交流、行動を通じて家族の間の親睦を深め、とりくみの先頭に立ち、文字通りたたかいを支え続けてきました。



「妻たちの告発」、「ひまわりの絆」は涙なくして読めません。じん肺に苦しむ夫に対する愛情とじん肺に対する強い憤りがつづられています⁴²。家族会は18道県⁴³で組織されています。

トンネルじん肺闘争は、建交労の「2大争議」でしたが、家族会は「全動労家族会」とともに夫たちの「同志」としてともにたたかい、さらに「遺族年金」など独自に厚労省要請を行なうなど、労働争議の歴史にあらたな経験を記しています。

(2) 映画、「人として生きる」は全国で30万人以上が見ました。「重い映画でしたが、このような現実を知らない人たちが多いと思うので、広げてもらいたい」「日本の企業社会の理不尽な現実を知ることができた」「長くきびしいたたかいを陰ながら支援させていただきたい」など、多くの感動が寄せられました。医学生が「医師という職業をあらためて考えた」とか、弁護士事務所のスタッフが「じん肺根絶のために尽くしたい」など若い人々に深い感銘を与えるものでした。



(3) 「じん肺闘争の歌」は家族会副会長の千明みつ子さんの作詞です。ある高齢者施

⁴² 「文集」は5集発行されている。

⁴³ 家族会は、上記にほかに石川、富山、新潟、千葉、岩手、北海道、大分、岐阜、熊本、福島で結成されている。

設では週3回歌われ、歌詞の中の『じ』とか『ばい』はリハビリに役立つと思われ好評も得ています。

「じん肺闘争の歌」は、全国の支援・連帯を求める集会等で歌われ続けています。

(4) トンネルじん肺のたたかいは、「請求団闘争」が「いのちの絆」として、「根絶闘争」は「続・いのちの絆」としてまとめられています。この両記録は、すべての国会議員へ贈呈され、さらに労働組合の範囲を超えて、全国の自治体や図書館にも普及され、じん肺根絶を啓蒙しています。

4. 「建交労を強く大きくしよう」と全国で努力が

① 先行裁判の時点で、旧農村労組の組織的基盤があったのは、林業県や出稼ぎ送出県が中心でした。旧全日自労は徳島と北海道の2道県だけでした。

両組織が合同した1991年(平成3年)の建設一般の結成時、全国の「労災・職業病」組織は約3,500名でした。

② 1996年、請求団の結成の直前、札幌で組合員5,000名突破を記念して「6,000名をめぐす全国集会」が開かれました。

③ 根絶裁判の第1陣から第4陣の原告数は939名ですが、その大部分は提訴にともなう建交労への新規加盟でした。

④ 「労災・職業病組織」は実態として31道県に組織されていますが、請求団裁判後に多数の県で組織が増えた⁴⁴こととなります。

「労職組織」は、じん肺裁判の原告だけではありませんが、建交労結成時(1999年、

平成11年)の組合員数は6,000名でしたが、「合意書」締結の時点では7,800名に増え、その大きな部分がトンネルじん肺裁判に参加した原告でした。

現在、全国労職部会は、建交労の業種別部会⁴⁵の有力な柱となり、県本部体制を支えています。同時に、じん肺被災組合員の高齢化、「肺ガン」等による死亡が加速度的に進んでいます。

「根絶闘争」の今後は、「労職部会」の組織問題としても重要な局面にあるといえます。

5. 「なかま意識」をたかめた賛同署名

100万署名をやり抜いた各県組織のとりくみ状況は〔表5〕の通りです。

根絶署名の開始は、2003年(H15)1月からですが、3単産合同の建交労結成から3年半の時点でした。口の悪い人が合同の内実を「建交労という国籍は同じだが、多業種で人種がちがう」という状況がありました。

表の「原告の空白」は、都市部に多く、「労職組織」がないか、それに近い状態でした。

こうした中で、結成間もない建交労が全国統一闘争を成功させることは、個人加盟の多業種・全国単一組織の今後を左右する重要性がありました。

「100万署名」のとりくみは、全国で多くのエピソード、感動を生み、建交労に所属する同じ組合員としての「なかま意識」と連帯を強めるものとなりました。また、幹部活動家にとっては全国統一闘争の姿とその力を実感させるものでした。

⁴⁴ 都府県で点在的に組織化が進み、「空白克服」の努力があり、現在精査中です。

⁴⁵ 現在、労職部会は5561人と発表されている(2014年第16回総会)

6. トンネル工事の「現場調査」の意義

「トンネルじん肺闘争の時系列のまとめ」には各年毎の現場調査のヵ所数をあげていますが、合計 64 ヲ所になります。これは現役のトンネル労働者の組織化を念頭においたとりくみでした。今回、とりくみを振り返り、痛感しているのは、「トンネルじん肺補償基金」を現場労働者に「教宣」することの弱さでした。

私の視線の先は、「現場調査」「現場訪問」から労働組合の現場パトロール権⁴⁶を確立する「政策」（＝要求とその実現の道筋）と「組織方針」（＝職場と地元家族の両方から）の確立にあります。トンネル工事現場の「時短」は、この間のゼネコン要請や国交・厚労への政府交渉の強化によって、ゼネコンの「弱い環」として浮かび上がってきています。すなわち、粉じん暴露時間の短縮、さらに恒常的な時間外労働の是正は、ゼネコンが「言い逃れ」できず、建交労の攻勢の「旗印」となるものです。

①「施工体系図」にもつづくトンネル工事の生産過程と「労務配置」や、②「請負」給の実態と宿舍・帰郷条件や「労働者意識」のヒアリング等を系統的に蓄積する条件が「現場調査」結果から生まれている……私の「思い」にあります。

7. トンネルじん肺闘争の今後について

「方針」については第一線を退いている立場ですので、「全国労職部会」の議論に

⁴⁶ 「現場パトロール権」は、労働組合が職場の労働条件、安全・衛生等についてその点検、改善のために現場に入る権利を想定しています。労働組合の「ダンダリン」活動で、例えば崩落事故があれば、ただちに調査活動を開始するイメージです。

〔表5〕 根絶署名の各県のとりくみ

県名	原告数	署名数	%
北海道	233	61,168	201.8
青森	135	1,788	17.9
岩手		31,645	158.2
秋田	96	13,140	55.7
山形		1,682	16.8
宮城	77	10,734	46.6
福島	149	36,857	121.7
茨城		2,215	11.1
栃木		1,861	8.6
群馬	26	6,926	27.5
埼玉		6,578	24.4
千葉	12	35,712	140.6
東京		49,295	82.1
神奈川	2	3,956	34.9
山梨		55	
新潟	243	41,771	108.2
富山	100	25,273	120.3
石川	64	25,149	130.4
福井	114	31,556	143.9
長野	86	43,280	119.5
岐阜	57	32,696	108.6
静岡		7,520	34.2
愛知	2	25,563	94.6
三重		2,374	11.3
滋賀		3,903	39.0
京都	1	6,551	28.2
大阪		42,324	128.3
兵庫		11,244	41.6
奈良		3,028	21.0
和歌山		4,729	31.5
鳥取		409	
島根	1	29,394	157.7
岡山	46	12,486	51.9
広島	8	10,608	50.2
山口	11	12,680	97.1
徳島	127	20,644	128.7
香川		3,244	23.8
愛媛	141	47,524	201.5
高知	47	30,454	178.8
福岡		48,991	163.3
佐賀	12	6,814	45.0
長崎	25	68,566	284.8
大分	115	28,266	156.7
熊本	142	35,422	122.8
宮崎	133	27,720	194.5
鹿児島	120	32,480	108.3
沖縄	2	4,161	26.0
その他		19,358	
合計	2,363	1,008,898	100.89

委ねる立場で私の「思い」にとどめていません。

第1はトンネルじん肺根絶の「攻めの理論」を再構築し、展開していくことです。私流に言えば、トンネルじん肺について部会が「握って離さない要求」「組織の『肥え太り』」「社会的合意の拡大」等の戦略方針を発展させることです。根絶闘争本部はこの方針と一体的に、①「裁判の方が信頼できる。基金は必要ない」等々を主張している「日建連」の不当な業界エゴむき出しの反社会的な主張と行動を社会的にも、政治的にも「包囲」するたたかいに全力をあげることになります。

②政治への働きかけは、尽力いただいている議員との「協議」を重視し、新たな「戦略方針」の確定が必要です。この時、「補償基金」と「救済法」のネーミングのあり方や「基金」＝「裁判なしの補償」のとらえ方、さらに「基金」と「なくせ」の課題の区別と関連など、あらためての議論が想定されます。

第2は、ゼネコンの「弱い環」に対する現場労働者が「目に見える」たたかいの強化です。焦点は「時短」と「賃金」です。根絶闘争が切り開いてきたゼネコンとの闘争・交渉力、キャラバン等の共闘力、政府・自治体への影響力など、「足腰」は鍛えられてきました。

①「3・6協定」による長時間労働は日本社会の「異常」です。重要なのは「根絶」闘争が大企業とのたたかいの「先端」にあるということです。

②賃金、すなわち「出来高給と積算の矛盾」は根本問題です。「現場調査」の発展が要だと思えます。

第3は、現場労働者の組織化です。トンネル労働者との間で「現役・現場↔労職

部会」の「送受信」機能を拡充させていくことがポイントなのだろうと考えています。

労働者の実態、声を聞きながら、「なかま」として語り合える関係が重要です。

組合員は「費やしたエネルギーの大きさ」に比してしか増えない一組織化の冷厳な教訓なのです。

トンネルじん肺闘争の時系列まとめ

年	裁判および組合・原告のとりくみ	政治状況とゼネコン等のうごき
《先行裁判闘争》		
1989	3 四国じん肺裁判 (71名→1996.3)	
1990	12 道南じん肺裁判 (34名→1998.1)	
1991	8 建設一般の結成	
1992	2 秩父じん肺裁判 (14名、ニッチツ他) 5 細倉じん肺裁判 (95名、三菱マテリアル他)	
1995	8 全国大会が「基金創設」の要求をかかげる	ILO/WTOが「じん肺根絶世界計画」を提唱
《請求団裁判闘争》		
1996	10 全国トンネルじん肺請求団結成 (600名)	
1997	5.19 全国トンネルじん肺裁判 (第1陣、11地裁に1,189名)	
1998	長野で現場調査を実施 【現場調査1ヵ所】	
1999	8 建交労結成 10 なくせじん肺全国キャラバン京都集会	10 「日本じん肺を国際世論に訴えるシンポジウム」
2000		「ずい道等建設工事における粉じん対策ガイドライン」(12.26基発第768号)
2001	2.15 東京地裁和解 (統一和解基準) 4.15 請求団家族会結成 5.18 第2陣50名東京地裁へ提訴 9 「人として生きる」上映実行委員会 【現場調査5ヵ所】	
2002	6.7 第3陣提訴 (東京15、仙台14、新潟11)	
《根絶裁判闘争》		
2002	11.21 トンネルじん肺根絶闘争本部結成 (坂田晋作本部長) 22 トンネルじん肺根絶裁判第1陣 【現場調査6ヵ所】	
2003	1 「根絶署名」の開始 2.28 総決起集会 3 「人として生きる」の上映開始 5.12 「根絶署名」の20万筆提出 7.25 「根絶をめざすつどい」(請求団闘争の終結) 8 全国大会時点で「根絶署名」が50万筆 【現場調査3ヵ所】	
2004	4.12 根絶第2回全国原告団交流集会 5.22 家族会全国代表者会議 11.17 第2回根絶闘争本部総会 (佐藤陵一本部長) 【現場調査1ヵ所】	7 参議院選挙 (自民敗北。比較第1党で小泉首相が続投)
2005	3.8 第4回原告団交流集会 5.19 家族会第5回交流集会 (鎌倉、63名) 8.22 「100万署名」の提出。累計1,008,998筆 【現場調査2ヵ所】	国会議員賛同署名-212名。選挙直前は290筆 9.11 衆議院選挙 (郵政解散)

2006	<p>東京地裁の結審 (2.17) を受け、「国の責任」を求める緊急 50 万人署名を開始。東京、仙台、熊本地裁に 185,848 筆提出</p> <p>3.12 アジア・太平洋セミナー (岩本一男報告)</p> <p>4 根絶裁判第 2 陣 (東京、仙台、熊本地裁に計 172 名)</p> <p>7.7 東京地裁が勝利判決。「控訴するな」の官邸前行動。</p> <p>7.13 熊本地裁</p> <p>10.12 仙台地裁勝訴 【現場調査 1 ヶ所】</p>	<p>2 公明の「じん肺問題対策プロジェクト」(漆原良夫衆議が座長)</p> <p>3.28 院内集会 (自民 12、公明 1、民主 3、共産 2、社民 3、国民新 1)</p> <p>公明党、民主党、社民党が控訴断念を要求</p> <p>10 自民の「じん肺議員連盟」(逢沢一郎会長、11.16 現在で衆議 34、参議 3)</p> <p>12.5 自民党が原告へのヒアリング実施。賛同署名が進む (5.22 300 名→12.19 488 名)</p>
2007	<p>6.18 「11.18 粉じん障害防止規則改正の「パブコメ」に意見を提出 【現場調査 9 ヶ所】</p>	<p>7 参議院選挙 (「美しい国」が敗北、民主参院第 1 党)</p> <p>8.8 原告と国が合意書にもとづく第 1 回協議「トンネルじん肺防止に関する合意書」の締結 (100 万署名は最終 1,014,159 筆)</p>
2008	<p>3.3 弁護士が「基金構想」を発表</p> <p>3.16 「基金構想」を国会議員とゼネコン 14 社に提起</p> <p>11 根絶裁判第 3 陣が「アンカー勝負」で提訴 (東京地裁など 11 地裁 154 名) 【現場調査 ヶ所】</p>	<p>8.11 萩原誠司議員質問 (粉じん測定、積算基準改定)</p> <p>10.15 トンネル工事の積算基準の改正</p>
2009	<p>1 国の責任の明確化を求める緊急署名 (4.16 に 70,953 筆提出。最終 101,912 筆)</p> <p>1 被告 29 社が「統一意見書」を提出</p> <p>4 「トンネルじん肺基金」の創設を求める請願署名を提出。10 万筆超え、紹介議員は 166 名</p> <p>5.28 三井金属神岡じん肺裁判 (2014. 6.27 判決)</p> <p>6.18 「続・いのちの絆」の記念会 (国会議員 11 名、4 省庁代表など)</p> <p>11 家族会の文集「ひまわりの絆」の出版</p> <p>11.26 第 3 陣の追加提訴 (12 地裁 118 名) 【現場調査 2 ヶ所】</p>	<p>4.16 院内集会 「基金」創設の請願署名提出 (昼、夕方 2 回の集会。国会議員 15、秘書 30)</p> <p>7.4 衆院、参院で 307 名の紹介議員と広報</p> <p>9 衆議院選挙 鳩山由紀夫内閣 (賛同署名は解散前が 534 筆。選挙後は新人議員 70 名を含め 499 筆となる)</p>
2010	<p>9.30 トンネルじん肺根絶の碑の除幕式 【現場調査 10 ヶ所】</p>	<p>6.11 民主の「トンネルじん肺議員懇談会」(107 名、山下ハ洲夫参議会長、郡和子衆議事務局長)</p> <p>7.11 参議院選挙 (菅首相消費税 10% 発言)</p>
2011	<p>6.22 日建連が「トンネルじん肺救済法に反対する」理事会決議</p> <p>11 ゼネコン 8 社に「基金創設への妨害やめよ」の要請行動</p> <p>12.6 第 44 回闘争本部会議 【現場調査 4 ヶ所】</p>	<p>5.27 院内集会 「第 3 陣和解報告、基金早期成立を」(国会議員 30、秘書 97)</p> <p>第 3 陣和解 「真摯な謝意」の謝罪表現</p> <p>10.18 キャラバン院内集会 (国会議員、秘書 30)</p> <p>12.6 民主党が基金法案を「自・公案」で党内をまとめることで 3 党が合意</p>

2012	<p>3 清水建設が「非粉じん」を主張（松山地裁） 5 第4陣裁判提訴（11地裁151名、提訴以来、清水建設に3回、大手4社攻めの連続） 5.17 「基金」創設で国交省、厚労省要請</p> <p>【現場調査5ヵ所】</p>	<p>3.23 院内集会 今国会で基金成立を（116名－議員、秘書、メッセージ） 10.17 キャラバン院内集会（議員8、秘書90） 11.9 末 院内集会 「基金実現をめざす決起集会」（議員8、秘書58） 12 衆議院選挙（自民300超え、第2次安倍内閣成立）総選挙前の賛同署名610筆まで</p>
2013	<p>ガイドライン以降の「非粉じん」の主張が相次ぐ 7 清水建設への抗議</p> <p>【現場調査5ヵ所】</p>	<p>6.12 院内集会 決起集会。逢沢会長の「弁明」あいさつ。（国会議員17、秘書80） 7.8 自民4億7000万円の政治献金をゼネコンの請求（赤旗報道） 7.15 キャラバン院内集会（議員11、秘書41） 7.21 参議院選挙（民主、第3極不振、共産躍進）賛同署名が519筆から468筆に減少 11.5 院内集会 「今国会（12.5まで）で制定を」（国会議員17名、秘書54）</p>
2014	<p>3.24 第4陣の最初の和解（東京地裁11/14名）</p>	